

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富山県教育委員会

1. 全職員にかかる情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	96.03	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.58	%
全職員	94.26	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」にかかる役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	99.65	%
本庁課長相当職	97.35	%
本庁課長補佐相当職	99.83	%
本庁係長相当職	74.52	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	95.17	%
31～35年	95.11	%
26～30年	94.18	%
21～25年	94.45	%
16～20年	94.86	%
11～15年	94.53	%
6～10年	94.39	%
1～5年	97.13	%

【説明欄】

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、R7.4.1時点における扶養手当の受給者に占める男性の割合は80.13%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までに年度単位で算出している。